

航行規制水域の変更に係る今後のスケジュールの概要について

今後、想定されるスケジュールの概要は以下のとおりです。

施設の開業予定が令和6年秋となっており、その日程から逆算したスケジュールとなっています。

○令和3年度

第55回滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会において概要説明
(令和4年3月24日)

○令和4年度

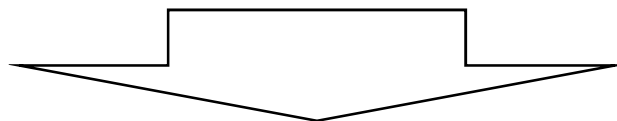
- ・県において変更内容にかかる調査、協議等の実施
- ・審議会において審議の実施

○令和5年度

- ・県において変更内容にかかる調査、協議等の実施
- ・審議会および高島市長への意見聴取
(琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例第12条第4項)

○令和6年度

- ・変更を予定している区域案の縦覧公告の実施(4週間)
(条例第12条第5項)
- ・区域案に関する利害関係人からの意見書の受付
(条例第12条第6項)
- ・変更後の区域に係る告示の実施、新区域の発効(令和6年秋)
(条例第12条第6項、7項)



施設開業予定(令和6年秋)